令和８年11月20日
練馬区企画部情報政策課

練馬区複合機等更新に係るプロポーザル募集要領

１　目的

本要領は、練馬区複合機等更新についての最適な事業者の選定を、価格のみによる競争によらず、企画力、技術力、実績等の点から行うプロポーザル方式で実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

２　業務概要

本業務は、既設複合機の更新に加え、保育園に設置している事務用プリンタの一部を複合機に置き換えるとともに、利用実績を踏まえた機器の性能、配置および配備台数の最適化を行うものである。

⑴　複合機等整備業務委託

ア　件名

令和９年度複合機等整備業務委託

イ　履行期間

令和９年４月１日から令和９年10月31日

※　機器の設置および移行作業は令和９年10月31日までに完了させること。

ウ　業務内容

仕様書（別紙１）による

⑵　複合機保守業務委託

ア　件名

令和９年度複合機保守業務委託

イ　履行期間

令和９年11月１日から令和14年10月31日

ウ　業務内容

仕様書（別紙１）による

⑶　認証機能保守業務委託

ア　件名

令和９年度認証機能保守業務委託

イ　履行期間

令和９年11月１日から令和14年10月31日

ウ　業務内容

仕様書（別紙１）による

※　提案する認証機能の構成は、仕様書に定める要件を満たすものであれば、その方式を問わない。また、認証機能の保守については、提案する認証機能の構成に応じて、複合機保守業務委託に含めて提案することができる。

⑷　複合機の賃貸借

ア　件名

令和９年度複合機の賃貸借

イ　履行期間

令和９年11月１日から令和14年10月31日

ウ　業務内容

仕様書（別紙１）による

３　概算経費　※整備業務委託、複合機保守業務委託、認証機能保守業務委託の合計金額

⑴　概算経費は、817,086千円（税込）とする。

⑵　概算経費を超えた見積金額の提案は無効とする。

４　提案上限額　※概算経費に機器賃貸借（60か月）の費用を含めた金額

⑴　提案上限額は、1,110,214千円（税込）とする。

⑵　提案上限額を超えた見積金額の提案は無効とする。

５　参加資格

つぎの条件をすべて満たすこと。

⑴　官公庁（国、都道府県、区市町村）において、本件に類する業務の実績があること。

⑵　東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格を有していること。

⑶　プライバシーマークまたはISO/IEC27001の認証を取得している事業者であること。

６　欠格条項

つぎのいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加できない。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項（同令第167条の11第１項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者。

⑵　提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者。

⑶　「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者。

⑷　法人として、法人事業税（特別法人事業税を含む）、法人税、消費税及び地方

消費税を滞納している者。

⑸　経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合は除く。）にある者。

7　プロポーザル日程

募集要領等の公表	令和８年11月20日(金)
応募届提出期限	令和８年12月１日(火) 午後５時
拠点の下見	令和８年12月３日(木)～12月４日(金)
質問受付期間	令和８年12月２日(水)～12月７日(月)
質問回答日	令和８年12月14日(月)
提案書等提出期限	令和８年12月21日(月) 午後５時
一次審査　結果通知	令和９年１月６日(水)
二次審査（プレゼンテーション）	令和９年１月13日(水)
二次審査　結果通知	令和９年２月下旬(予定)

8　参加応募

参加を希望する者は、以下の要領で応募すること。

⑴　受付期限

令和８年12月１日(火)まで

※　受付時間は、平日の午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までとする。

⑵　提出書類

つぎの書類を提出すること。

提出書類	提出部数
応募届（様式１）	１部
会社概要	１部
法人税、法人事業税、消費税および地方消費税の滞納がないことが分かる証明書	１部
プライバシーマークまたはISO/IEC27001の認証を取得していることが分かる書類	１部
下見参加届（様式２） ※「９　拠点の下見」の参加を希望する場合	１部

⑶　提出方法

下記担当に事前に電話連絡の上、提出場所に持参すること（郵送不可）。また、電子メールでも送付すること。

⑷　提出先

住所　　練馬区中村北一丁目６番７号（練馬区役所中村北分館）

担当　　練馬区企画部情報政策課情報システム係　市東　関　金丸

メール　jokan16@city.nerima.tokyo.jp

電話　　03-3825-0211

⑸　配置状況・利用実績データの提供

応募届を確認後、現行機器の配置状況や印刷実績等のデータを、応募届に記載された電子メールアドレスあてに送付する。

９　拠点の下見

事業者に対し、機器の設置場所、搬出入経路、利用環境等に関する情報を提供することを目的として、現地を下見する機会を設ける。

応募届を提出済みの事業者のみ参加可能とするが、参加資格を満たしていない場合や欠格事項に該当する場合は参加不可とする。

⑴　日程

令和８年12月３日(木)～12月４日(金)の期間に実施する。

下見時間は各事業者１時間程度とする。

下見日時は区が指定し、令和８年12月２日(水)正午までに、応募届に記載された電子メールアドレスあてに通知する。

⑵　場所

練馬庁舎（豊玉北6丁目12番1号）の本庁舎１階搬出入口周辺および区が指定する複合機設置場所

⑶　参加届の提出

下見参加届（様式２）をプロポーザル参加応募時に提出すること。

⑷　留意事項

ア　下見時の質疑応答は行わない。質問がある場合は質問書（様式３）により提出すること。

イ　下見により知り得た情報は本件提案以外の目的で使用してはならない。

ウ　写真撮影等については区の指示に従うこと。

10　質問回答

本プロポーザルに関する質問は、以下の要領で行うこと。

⑴　受付期間

令和８年12月２日(水)～12月７日(月)

※　受付期間後の質問は受け付けない。

⑵　質問方法

質問書（様式３）を記載の上、電子メールで提出すること。また、電子メールの件名は【練馬区複合機等更新に係る質問書提出（事業者名)】とすること。

※　質問者からのメールを受信した後、区から受理した旨の電子メールを返信する。返信メールが届かない場合は、担当まで連絡すること。

⑶　質問先

担当　　練馬区企画部情報政策課情報システム係

メール　jokan16@city.nerima.tokyo.jp

⑷　回答方法

事業者名を伏せた上で、応募届を提出済みのすべての事業者（応募届に記載された電子メールアドレスあて）に対し、令和８年12月14日(月)までに電子メールで回答する。

なお、質問に対する回答は、募集要領および仕様書等の追加または修正とみなす。

11　提案書等の提出

参加を希望する者は、以下の要領で提案書等を提出すること。

⑴　受付期限

令和８年12月21日(月)まで

※　受付時間は、平日の午前９時から正午まで、午後１時から午後５時までとする。

※　受付期限後の提案書等の差し替えおよび再提出は認めない。

⑵　提出書類

つぎの書類を提出すること。提案書等の作成にあたり提案書等作成要領（別紙２）を参照すること。

提出書類	提出部数
提案書	１部
要件適合表（様式４）	１部
導入実績一覧表（様式５）	１部
見積書（様式６）	１部
機器配置台数一覧表（様式７）	１部
機器配置図（案）	１部
提案機器の仕様書・カタログ	１部

※　機器配置図（案）は、現行より機器台数を削減する拠点についてのみ提出すること。

⑶　提出方法

８⑶と同じ

⑷　提出先

８⑷と同じ

12　辞退

提案を辞退する場合は、以下の要領で届け出ること。

⑴　受付期限

令和８年12月21日(月)まで

※　辞退決定後、速やかに届け出ること。

※　代表者印を押印すること。

※　受付時間は、平日午前９時から正午、午後１時から午後５時までとする。

⑵　提出書類

辞退届（様式８）を提出すること。

⑶　提出方法

８⑶と同じ

⑷　提出先

８⑷と同じ

13　一次審査（書類審査）

一次審査の対象は参加資格を満たす者とする。

提案書類等について、提案評価基準（別紙３）に基づき審査を行う。

合計点の高い順に３者程度を一次審査通過とする。審査結果は令和９年１月６日(水)までに書面により通知する。

14　二次審査（プレゼンテーション）

二次審査の対象は一次審査を通過した者とする。

令和９年１月13日(水)に、提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行い、提案評価基準（別紙３）に基づき審査を行う。

区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、一次審査および二次審査の合計点が最も高い者を受託候補者とする。

説明者は本業務を受注したときに主な担当となる者とし、３名以内とする。

審査結果は令和９年２月下旬（予定）に書面により通知する。

15　受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、委託業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に、練馬区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者として選定することができる。

16　情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」(別紙４）に基づき取

扱うものとする。

17　その他事項

⑴　提出書類の作成および提出等、提案に係る費用は提案者の負担とする。
⑵　提出された書類は返却しない。区の所定の保存年限経過後に廃棄する。
⑶　審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
⑷　提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、指名停止の措置を行うことがある。
⑸　提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは、無効の扱いとする。
⑹　提案書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
⑺　提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
⑻　本件に係る予算が成立しない場合、区は契約を締結しないまたは解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
⑼　本要領に定めのない事項ならびに本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

18　本件で提示する別紙・様式一覧

別紙１　調達仕様書
別紙１－１　対象拠点・配備一覧（庁舎内）
別紙１－２　対象拠点・配備一覧（庁外施設）
別紙１－３　複合機基本仕様書
別紙１－４　練馬区共通基盤における業務アプリケーションソフトの適合要件
別紙１－５　事務用パソコンにおける業務システムの適合要件（第2.5版）
別紙１－６　再委託承認申請書
別紙１－７　情報の保護および管理に関する特記事項
別紙２　提案書等作成要領
別紙３　提案評価基準
別紙４　プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準

様式１　応募届
様式２　下見参加届
様式３　質問書
様式４　要件適合表

様式５　導入実績一覧表
様式６　見積書
様式７　機器配置台数一覧表
様式８　辞退届
様式９　提案書表紙

19　問合せ先・担当

担当　　練馬区企画部情報政策課情報システム係　市東　関　金丸
メール　jokan16@city.nerima.tokyo.jp
電話　　03-3825-0211